

令和4年度 第1回習志野市いじめ問題対策委員会の会議録

- 1 開催日時 令和4年7月15日(金)
- 2 開催場所 市庁舎 2階2-4会議室
- 3 出席者 (1)いじめ問題対策委員

委員	麻生 博子
委員	片岡 洋子
委員	高橋 馨
委員	堺 淑子
委員	前田 泰宏

(2)教育委員会

教育長	小熊 隆
学校教育部長	菅原 優
学校教育部次長	蓮 一 臣

(2)事務局

本間指導課長 小野指導主事 河村指導主事

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について【公開】

議題2 匿名メール相談 WEB アプリについて【公開】

議題3 いじめ重大事態に係る調査審議等について【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を審議することから非公開とする。

5 傍聴者数

なし

6 議事

開会

(事務局:河村)委嘱状交付式に引き続き、会議を開催する。委員長の選任前であるため、事務局が進行するがよろしいか。

(委員)異議なし。

(事務局:河村)それではそのようにさせていただく。これより、「令和4年度 第1回 習志野市いじめ問題対策委員会」の会議を開会する。本会議は規定により、委員過半数以上の出席が成立要件となっている。本日の出席委員は5名である。よって、本会議は成立する。

次第1

(事務局:河村)続いて会議次第 第1、委員長の選出を行う。習志野市いじめ問題対策委員設置条例 第12条の規定により、委員長は委員の中から互選となる。互選の方法は、どのようにするか。ご意見を伺う。挙手をお願いします。

(高橋委員)指名推薦ではどうか。

(委員)異議なし。

(事務局:河村)異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦によって行うこととする。それでは、委員長はどなたがよろしい、挙手をお願いします。

(高橋委員)前委員長である、片岡先生が適任であると考えます。

(委員)異議なし。

(事務局:河村)異議なしと認める。よって委員長は、片岡委員に決定する。それでは、片岡委員長、お席へ御移動をお願いします。会長に就任される片岡委員長、一言御挨拶をお願いします。

(片岡委員長)前年度から継続ということで、一生懸命やらせていただく。

(事務局:河村)これ以降は、進行を片岡委員長にお願いします。

(片岡委員長)それでは、会議を進めさせていただく。お手元に配付してある会議次第を御覧いただく。本日は、議事次第に沿って事務局から説明し、その後、委員の皆様から御意見をいただく形で会議を進めることとする。

次第2

(片岡委員長)会議次第 第2、副委員長の選出を行う。習志野市いじめ問題対策委員設置条例第12条の規定により、副委員長は委員の中から互選することとなる。互選方法は委員長の選出と同じく指名推薦によって行うことに御異議ないか。

(委員)異議なし。

(片岡委員長)異議なしと認める。よって、互選の方法は、指名推薦によって行うことに決定する。それでは、副委員長はどなたがよろしいか、挙手をお願いします。

(塚委員)高橋委員が適任であると考えます。

(片岡委員長)高橋委員を副委員長とすることについて、御異議あるか。

(委員)異議なし。

(片岡委員長)異議なしと認める。よって副委員長は、高橋委員に決定する。それでは、高橋副委員長お席へ御移動をお願いします。

ここで、小熊教育長から御挨拶したい旨の依頼があったので、ご挨拶をお願いします。

(教育長)本日はお忙しいところお集まりいただき感謝申し上げます。感染症対策を講じた上で、短時間で実施することをお願いします。さて、いじめ問題対策委員会ということで、どうしても厳しい話題が多くなるが、本市ではほぼ毎週のようにいじめ問題への対応を図っている。私の方にも報告が入るが、一度聞いて終わりではない。その後の状況についても適宜指導課から報告を受けている。結果的に毎日のように話を聞いているところである。いじめは本当になくならない、それどころか以前にもまして複雑化している。かつ、どこの学校で起きてもおかしくない状況である。対策委員の皆様には昨年来の当事者への調査も含め、大変御苦勞をおかけしている。御指導をいただいていることに感謝申し上げます。本年度、市としては一人一台端末に、匿名メール相談ウェブアプリを導入した。詳しいことは後程、担当から話をする。すべてがいじめではないが相談件数はとても多くなっている。こうした一人一人にしっかり向き合うことが大切であると考えている。今年度は、さらに、施策として生徒指

導の巡回指導員を配置している。行政経験のある退職校長をあて、特にいじめ等が発生した時には直ちに学校を訪問し、情報収集とアドバイスができるようにしている。こちらについても、現状驚くほど学校に行く回数が増えている。色々申し上げたが、皆様の忌憚のない御意見を頂戴して、今後に活かしてまいる。本日はどうぞよろしくお願いする。

次第3

(片岡委員長)次に会議次第 第3、会議の公開について。本日の会議は 原則公開となっている。ただし、議題3に関しては、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのあるため非公開としたい。御異議あるか。

(委員)異議なし。

(片岡委員長)異議なしと認め、議題3に関しては非公開とする。

次第4

(片岡委員長)次に、会議次第 第4、会議録の作成等についてお諮りする。会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、作成をする。議題3については非公開であることから、ホームページまたは情報公開をしない、これに御異議あるか。

(委員)異議なし。

(片岡委員長)異議なしと認め、そのように取り扱うことに決定する。

次第5

(片岡委員長)続いて、会議次第 第5 議題として、議題1 令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について事務局の説明を求める。

(事務局:本間指導課長)本市のいじめの状況とその分析等について御説明する。資料1、1学期のいじめ認知件数は過去2年間と比べて小学校で増加している。原因としては、教育活動制限が徐々に緩和され、人との関りが増えていることも要因の1つとして考えられる。資料2・3について、いじめられた相手については同じクラス内での発生件数が最も高く、突出している。態様としては、「からかい等」が多くなっているが、小学校における「暴力」行為が少なくないことが危惧される。SNS等については、件数こそ少ないが発見しにくい要素もあることから今後も注視が必要であると認識している。資料4・5・6について、小・中学校ともに、相談していない割合は一定数いる。今年度から各学校で教育課程内に全児童生徒と個別の教育相談を行う時間を確保していることから、いじめアンケート実施後には、全児童生徒とは相談を行っている状況にある。また、匿名相談 WEB アプリの相談件数も徐々に増え始めている。小学校では、「誰に相談してよいかわからない」という児童が一定数いることから、児童生徒に各種相談窓口が選択できるように、多様な相談窓口の活用方法についてさらに広めていく必要があると考えている。「いじめは誰にでも起こり得ることであり、見過ごしてはいけないこと」であることを児童生徒と共有し、本人が相談を躊躇している場合でも、代わりに相談をもちかけるなど脱いじめ傍観者教育の推進と発達段階に応じて自己解決力を育てる指導が必要であると考えている。資料7について、1学期の調査時点でいじめが「まだ続いている」と感じている児童生徒の割合は、小学生で約25%、中学生で約51%となっている。指導等により認知されたいじめの大部分は解消しているが、継続している事案については、こじれていることも想定される。そのため、定期的に状況を確認し、組織的に複数教員で情報共有しながら、解決に向けて対応していく。次に、今後の取組につ

いて説明する。教育委員会の取組としては、次の3点である。1つ目は、いじめアンケート「概要版」を各職員研修においても活用し、取り組みについて周知する。2つ目は、教育相談を充実させ個別の教育相談について実施状況を把握し、より一層の充実を図る。3つ目は、脱いじめ傍観者教育を推進し、いじめとはどういうものなのか、どのように対処すべきかの外部機関との連携を図る。学校の取組については次の3点である。1つ目は、教育相談を必ず個別に時間を確保して行うことができるように教育課程を編成する。また、SCや養護教諭等と直接接点を持てる活動を日常的に取り入れて、相談相手を身近に感じられる取組を行うことで「誰に相談していいかわからない」児童生徒をなくす。2つ目は、集約担当を位置づけ、早期対応できるように情報共有し、適切な初期対応を図ることを徹底することである。また、管理職は学級担任が中心となって対応できるケースとそうでないケースを適切に見極めることができるように研修を図る。3つ目は、脱いじめ傍観者教育を行い、いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、見て見ぬふりをする「傍観者」や「観衆」もいじめを助長する存在になりうることを理解させ、「仲裁者」への転換を図っていく。4つ目は自己解決力の育成である。児童会生徒会活動の充実を図る。

(片岡委員長) それでは、御意見、御質問を伺う。議題1について、御意見、御質問はあるか。ないようなら、本日は時間に制限があるため、次へ進む。

(片岡委員長) 続いて、議題2 匿名メール相談 WEB アプリの活用の現状と課題について」事務局の説明を求める。

(事務局:本間指導課長) 今年度から導入した。いじめの早期発見には、当事者のみならず周りにいる者による仲裁等が必要である。各学校では脱いじめ傍観者教育を実施した。匿名メール相談 WEB アプリの対応については、指導課と総合教育センターで連携して対応する。中でも緊急性が高いものはすぐに関係機関と連携を図り、児童生徒の安全確保を最優先として対応する。総合教育センターでは同時進行で、相談者に寄り添ったメールのやり取りを通して、いつ・どこで・誰から・どのようないじめを受けているのか、状況把握に努める。緊急性が高いもの以外に関しても、必要であれば匿名性を維持したまま、学校に情報提供を図る。緊急性の判断については、命の危険、犯罪に抵触、性的虐待に関わることを緊急性高として対応する。6月までのいじめの相談受理件数は、小学校17件、中学校1件の計18件である。中学校では6月に導入されたためまだ少ない。全体としては、いじめ以外の相談が多い状態となっている。具体的なものとしては、悪ふざけで友達から首を絞められる、友達とうまく付き合うことができない等の相談である。こうした相談に丁寧に対応を図ることで、いじめに発展する芽を摘むことになると認識している。事例としては、LINE グループ内で自分が仲間はずれにされている可能性があるという相談が小学生からあった。メールで継続的に解決に向けたやり取りをする中で、「気持ち晴れた」「相談にのってくれてありがとう」という返信が来ているものもある。他にもクラス内でいじめを目撃している児童からのメールがあった。「これはまずいのではないかと」クラス内で傍観者にならずに声をあげているものである。脱いじめ傍観者教育を受け、仲裁者に変わっている様子がある。少しずつではあるが、その効果が出始めている。指導課ではいじめに限らず、必要に応じて学校に情報提供をしている。今後の課題としては、いじめを絶対許さないという学級風土・学校風土を醸成することである。アプリの活用から脱傍観者の育成、自己解決力の育成を図って行く。いじめアンケートの結果には、このアプリの導入がまだ反映されていないが注視していく。

(片岡委員長) それでは、議題2について、御意見、御質問はいかがか

(塚委員) アプリを導入したのは小学校5年生からということだが、4年生以下にはどう対応し

ているのか。

(事務局:本間課長)これまでと同様に直接対面での聞き取りを実施していく。保護者からの声も拾う。

(片岡委員長)匿名ということだが、学校に知らせて見守りができるのはどうしてか。

(事務局:本間課長)学校名と学年までは把握できるシステムになっている。

(片岡委員長)次に議題3 いじめ重大事態についての調査報告について事務局より概略の説明を求める。非公開のため、会議録の公表はしない。

次第6

(片岡委員長)それでは、最後に会議次第 第6、その他として事務局からの連絡等をお願いする。

(事務局:河村)はい。今回、事例をあげて、様々な立場から御意見をいただいたことを今後活かしていく所存である。学校との連携を取りながら進めるが、判断や対応に迷う案件については委員の皆様にご相談させていただき御教示いただきたい。引き続きお力添えをお願いする。次回の予定を次第の6にも記載した。第2回については、来年の3月16日(木)15時から市役所2階2-4の会議室で行う予定である。

閉会

(片岡委員長)本日の日程は、以上である。これをもって、令和4年度第1回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を閉会する。委員の皆様におかれては、長時間に渡り感謝申し上げます。